

総務教育常任委員会資料

(令和6年11月29日)

【件名】

- ・ 県立境港総合技術高校「若鳥丸」実習航海中の事故発生について
(高等学校課) …… 2
- ・ 令和6年度スーパー工業士(第2期生)認定証授与式の開催結果について
(高等学校課) …… 5
- ・ 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する
調査結果について (いじめ・不登校総合対策センター) …… 6
- ・ 今後の生涯学習のあり方に係る諮問について (社会教育課) …… 23
- ・ 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第5次計画)案に係るパブリック
コメントの実施結果について (社会教育課) …… 27
- ・ 鳥取県立博物館耐震改修方針等の検討状況について (博物館) …… 30

教育委員会

県立境港総合技術高校「若鳥丸」実習航海中の事故発生について

令和6年11月29日
高等学校課 教育環境課

11月11日(月)、県立境港総合技術高校所有の「若鳥丸」が航海実習中に出火しましたので、概要をご報告します。原因究明をしっかりと行い、再発防止に努め、引き続き生徒の安全・安心に万全を期していきます。

1 航海実習について

- (1) 実習名 令和6年度第6次航海「若鳥丸」乗船実習
- (2) 実習内容 航海計器及び操船実習、電気・電子機器及び機関実習、航路学習、釣り学習、企業見学、学校交流、寄港地研修等
- (3) 実習期間 令和6年10月12日(土)から11月17日(日)まで(当初予定)
- (4) 乗船人数 44名(生徒25名(海洋科第2学年)※高松港で1名下船、教職員2名、乗組員17名※高松港で1名下船)
- (5) 実習海域 日本海、太平洋、瀬戸内海、東シナ海(新潟港、釧路港、宮古港、東京、高松港経由)

2 出火概要について

<出火状況、原因及び消火対応>

- ・11月11日(月)午後1時、若鳥丸が高松港を出港。午後1時50分、厨房で出火し、午後2時8分、高松海上保安部へ救助要請。緊急マニュアルに従い、船員10名で消火活動を行い、午後2時10分、一先ず鎮火。坂出海上保安署の「みねぐも」が午後2時47分接舷し、完全消火を確認。
※けが人及び行方不明者なし。
※スプリンクラーの設置はなし。

<出火時の生徒の居場所、様子>

- ・出火時、生徒は22名が教職員2名の立会いのもとコンパスデッキで実習中、2名が操舵室で船橋当直中であつた(いずれも発火の様子は見ていない)。
- ・コンパスデッキが出火場所から離れており、煙の影響もないことから、船橋当直中の2名もすぐにコンパスデッキに移動させ、その場で消火活動中から状況確認に至る夕刻まで待機していた。取り乱す者もなく、落ち着いた行動であつた。

<消火後の対応>

- ・消火確認後も、煙がひどく充満していたことから、排煙を行うとともに、海上保安部による出火原因と運航可能性について検査。
⇒原因：厨房の電熱コンロに油の入った鍋をかけたまま目を離れた間に出火したこと
運航：厨房を使うことはできないが、運航は可能
- ・検査が夕刻に及んだことから、11日は、瀬戸大橋付近で錨泊(夕食はレトルト食品等で対応)。
- ・11月12日(火)、運航を再開し高松港着岸後、生徒24名、教職員2名を学校がチャーターしたバスで境港総合技術高校に向けて出発、午後6時42分頃、境港総合技術高校に無事到着。※体調不良者なし。
⇒若鳥丸は、生徒の下船後、船員16名の操船により境港に向けて出港し、14日(木)午後1時25分に帰港。

3 帰着後の対応

- ・帰港後の13日(水)、14日(木)は振替で休みとなり、15日(金)午前中出校し、若鳥丸に残っていた荷物等の引き揚げや部屋の掃除、生徒の心のケアの必要性等について確認を行った(15日時点で心のケアの必要がある生徒はいないと判断)。
※ただ、時間経過後、心のケアが必要な場合があり得ることから、生徒の様子を注視する。

(参考：若鳥丸定期報告〔高松港着岸時の生徒の様子〕)

母港まで一緒に乗りたいと訴える生徒も数名いましたが、船長判断で高松での下船となりました。本船が出港する際、実習生達は一列に並びいつまでもいつまでもちぎれんばかりに手を振り続けます。

<保護者説明会>

- ・16日(土)午前10時から、境港総合技術高校で保護者説明会を実施(学校長挨拶(謝罪)、火災にかかる説明、今後の対応策等)。
⇒保護者12名参加。航海実習が途中中断となった影響、予定外のバスの費用についての質問あり。

<航海実習短縮に伴う乗船履歴への影響>

- ・この航海実習は、海技士資格取得に必要な乗船履歴とするため37日間を予定したもの。火災に伴う期間短縮により32日間となったが、乗船履歴となる30日以上は確保していることから、影響はない。

4 若鳥丸の被害状況等について【資料1】

5 再発防止策について

- ・厨房での調理にかかるチェック体制を洗い出し、安全確認のためのチェックシートの作成。(①2人以上で作業を行う、②油などを使う危険な場合は目を離さない、③安全性の高い調理器具を検討する、④火元などチェック体制を徹底する。)
- ・併せて、安全性の高い設備、スプリンクラー等の設置を検討。

6 その他参考

- ・今後、年度内は生徒が乗船する航海の予定はない。今回できていない実習内容を3年次で補充する予定。
- ・令和6年12月下旬から7年2月中旬までドック入りし、1月に船の安全運航を目的として実施する定期的な整備修繕工事を予定。
- ・11月18日(月)中国運輸局が監査を実施(違反事項なし、口頭指導3件。)
- ・海上保安庁による現場保存指示は解除され、清掃作業を進めるとともに本日(11/29)修繕予定業者が現場確認予定。

【参考】

☆火災原因となった鍋



☆上のダクト内の鎮火確認に時間を要したもの



☆厨房内は消火剤で満たされており、使用不可だが、
両隣の食堂はドアで仕切られており、使用可



令和6年度スーパー工業士(第2期生)認定証授与式の開催結果について

令和6年11月29日
 雇用人材局産業人材課
 高等学校課

AI等の先進技術を活用できる次世代ものづくり人材を育成する県独自の認定プログラム「鳥取県スーパー工業士」の第2期生の認定及び認定証授与式を開催しましたので報告します。

1 令和6年度鳥取県スーパー工業士(第2期生)認定証授与式の概要

- (1) 日 時：令和6年10月23日(水)午後2時から午後2時20分
- (2) 会 場：特別会議室(議会棟3階)
- (3) 出席者：スーパー工業士認定者 13名、学校関係者
 (鳥取工業高校4名、鳥取湖陵高校2名、倉吉総合産業高校1名、
 米子工業高校5名、境港総合技術高校1名)
- (4) 次 第：認定証授与、知事挨拶、認定者代表挨拶
- (5) 認定日：令和6年8月26日



認定証授与

認定者代表挨拶

[認定者のコメント]

- ・AIシステムを導入した全自動運転の車両をつかってみたい。
- ・人口減少や地域経済の低迷を解決する人材になりたい。
- ・AIの知識を深め、鳥取県の未来を担う人材になれるよう努力していく。

[関係者のコメント]

- ・今年度の生徒は、時間を要する配線作業を難くなくしており、大変スムーズに演習が進んだ。最先端で難度の高い内容だったが、レポートもまじめに提出し、最後まで実習に取り組んでくれた。(AI・ロボット演習担当 鳥取大学工学部教授)
- ・生徒はみな、興味をもって取り組んでいた。いずれ本校の授業でも取り扱ってみたい。(在籍校の教諭)



集合写真

2 鳥取県スーパー工業士制度の概要

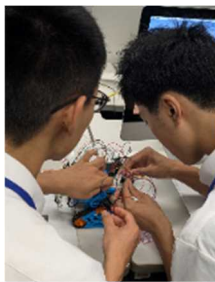
- (1) 目 的：生産現場においてAIをはじめとしたデジタル技術を活用できる次世代人材を育成するため、県独自の認定プログラムで学んだ工業高校の生徒を県が「スーパー工業士」として認定することで、認定者の就職や進学などのキャリア形成を支援する。
- (2) 認定要件：(ア) 認定プログラムを修了すること (イ) 高校の成績が優秀であること
- (3) 認定時期：3年生の夏
- (4) 認定プログラム

実施時期	認定プログラム	学習内容
2年生 (下期)	システムデザイン研修 (オンラインライブ講義)	AIの基礎のほか、システムの基本的な構成要素、システム設計を行うための視点・考え方などを学び、AIツールを活用した画像判別システムを試作。
	データサイエンス研修 (オンライン動画学習)	「社会におけるデータ・AI利活用」、「データリテラシー」、「データ・AI利活用における留意事項」を学習。(オンライン動画学習Udemy/高校生の活用は全国初)
3年生 (上期)	AI・ロボット演習 (鳥取大学工学部集合演習)	システムデザインやデータサイエンス研修を踏まえた総括演習として、移動ロボットを使い、障害物をAIで画像判別する衝突回避アルゴリズムを構築。

[AI・ロボット演習(鳥取大学工学部)の様子]



ロボットへの配線、プログラミング



ロボット走行実験、プレゼン

(5) 認定者への支援措置

スーパー工業士キャリア支援補助金：デジタル関連の資格取得等の費用を最大15万円(10/10)支援

- (6) これまでの実績 第1期認定者18名の進路：進学13名(うち、県内2名)、就職5名(うち、県内4名)
- (7) 今後の取組 令和6年10月から第3期生が受講を開始(これまでで最多となる県下4校24名が参加)

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和6年11月29日

いじめ・不登校総合対策センター

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が10月31日に文部科学省から公表され、本県の調査結果の概要は次のとおりでした。この結果を受け、不登校やいじめ、暴力行為等、様々な困り感を抱えた児童生徒の理解に基づいた支援の充実を目指して次のような取組を進めます。

1. 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

○本県の状況（国公立）及び全国（国公立）との比較 ※表中の（ ）内の数字は令和4年度の数字を示す。

(1) 不登校

＜対象：国公立小・中・高(全日制・定時制)＞

校種	不登校児童生徒数（人）		100人あたりの不登校児童生徒数（人）	
	鳥取県		全国	
小学校	634	(492)	2.27	(1.74)
中学校	1,022	(877)	7.19	(6.06)
高等学校	279	(301)	2.02	(2.14)

- ・鳥取県における100人あたりの不登校児童生徒数（出現率）は小学校2.27人、中学校で7.19人、高等学校2.02人で、高等学校以外は全国平均（小学校2.14人、中学校6.71人、高等学校2.35人）を上回った。
- ・鳥取県における不登校児童生徒数は小・中学校では過去10年で最も高くなっており、引き続き個々の要因・背景の分析を基に対応の徹底を図るとともに、効果的な取組を全県で進めていく。

(2) いじめ

＜対象：国公立小・中・高(全日制・定時制・通信制)・特別支援学校＞

校種	認知件数（件）		1,000人あたりの認知件数（件）	
	鳥取県		全国	
小学校	1,596	(1,321)	57.2	(46.8)
中学校	549	(434)	38.6	(30.0)
高等学校	58	(54)	4.2	(3.8)
特別支援学校	29	(42)	40.9	(54.5)

- ・1000人あたりの認知件数は特別支援学校のみ令和4年度より減少しており、中学校・特別支援学校では全国の1000人あたりの認知件数を上回った。

(3) 暴力行為

＜対象：国公立小・中・高(全日制・定時制・通信制)＞

校種	発生件数（件）		1,000人あたりの発生件数（件）	
	鳥取県		全国	
小学校	605	(484)	21.7	(17.1)
中学校	416	(331)	29.3	(22.9)
高等学校	51	(37)	3.6	(2.6)

- ・すべての校種において1,000人あたりの発生件数が全国平均を上回った。
小：21.7件（全国平均11.5件）、中：29.3件（全国平均10.4件）、高：3.6件（全国平均1.7件）

2 調査結果の分析及び考察

【不登校】

- ・「教育の機会確保法」の趣旨の浸透、学校生活環境の変化、コロナ禍の影響で登校に対する意欲が低下した状況等が不登校の増加につながったと考える。
- ・不登校児童生徒の総数は増えているが、県独自調査では不登校児童生徒の登校に対する意欲的な行動や変容が見られた。

【いじめ・暴力行為】

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行で、学校行事等がコロナ禍前に戻る中、学校生活の大きな変化及び児童生徒同士の関わり合う機会が増加したことで起こるストレスが影響し、欠席日数の増加や暴力行為の増加につながった。特に暴力行為については、繰り返す児童生徒が多く見られた。
- ・学校生活の大きな変化は、発達に課題のあると思われる児童生徒にとって大きなストレスとなった。

3 現在の主な取組及び実績・成果等

○学校の魅力アップ事業

- ・県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、各市町村における不登校支援等の取組や課題を共有するとともに、研修を行った。
⇒市町村教育委員会担当者の困り感を抱える児童生徒の要因・背景を見立てる力を向上させることにより、学校への指導・助言に繋がった。
- ・市町村が設定する課題に取り組む学校に市町村アドバイザーを派遣し校内研修等を行った。
⇒課題に取り組む学校で新規不登校児童生徒数が、令和5年度は前年度に比べ22人減少。

○校内サポート教室の設置（令和6年度：県内15中学校）

- ・通常の学級での学習等や集団での生活が困難となった生徒が自分のペースで安心して過ごし、支援を受けることができる特別の教室を開設した。
⇒不登校生徒の教室復帰のみを目的としない居場所の確保（R4：35名、R5：54名利用）
⇒校内サポート教室設置校で令和5年度は前年度に比べ新規不登校生徒数が26人減少
⇒支援員との関わりにより希望する高校に進学することができるなど、好転する生徒が多かった。

○学校生活適応支援員の配置（令和6年度：県内20小学校）

- ・不登校傾向の児童への家庭訪問による支援や児童の話し相手、家庭・地域と学校との連携の支援等を行った。
⇒学校の実態に応じた支援員の様々な活動により、登校につながったり、安心して過ごしたりできる児童が増えた。

○子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築

- ・県教育支援センターと市町村設置の教育支援センター・県内フリースクール・不登校親の会等との連携を進め、不登校支援に係る情報をより多くの支援者・保護者に届ける研修会や情報交換会等の取組を行った。
⇒合同連絡会を開催し、行動支援について理解を深めたり、支援の好事例等の情報共有及び意見交換等を行った。（8月）

○いじめの未然防止や適切な初期対応につなげる取組

- ・県内全校種の生徒指導担当教員等を対象として、「いじめの問題に対する保護者対応について」、「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』改訂の趣旨等について」をテーマに悉皆によるいじめ問題に関する行政説明会をオンデマンドで配信した。
⇒各学校において、校内研修として全職員で視聴したり、職員会議で共有したりしたことで、教職員の理解や意識の向上につなげた。

○保護者支援に関する取組

- ・県内教育支援センター及びフリースクール等の支援者、教職員、保護者を対象に「子どもの育ちを支えるセミナー」を実施し、児童生徒の社会的自立に向けた支援の仕方、関わり方を学んだ。
⇒「児童精神科からみた子どもへの接し方」をテーマに開催（11月）

4 今後の取組〔現在の取組に加えて〕（来年度当初予算編成の中で検討）

○学校における諸課題の未然防止と早期支援

- ・包括的支援体制づくりスーパーバイザー派遣による学校の支援体制づくり、教職員の見立てる力の向上
- ・小学校への校内サポート教室の設置
- ・小学校へのスクールカウンセラーの重点配置

○不登校児童生徒等への支援

- ・校内サポート教室（中学校）及び学校生活適応支援員（小学校）の充実
- ・社会教育施設や地域人材を活用した不登校児童生徒の居場所支援、公民館等での学習支援
- ・県教育支援センター機能を活用した支援
→自宅学習支援事業の市町村への展開
→出張ハートフルスペースによる要支援者への支援及び関係機関への繋ぎ

○いじめの未然防止や適切な初期対応につなげる取組

- ・いじめ問題に関する行政説明会（悉皆）の継続実施
- ・市町村教育委員会や県教育委員会事務局内の連携強化
- ・いじめの未然防止を含む児童生徒の自己肯定感を高める取組

○保護者支援に関する取組

- ・困り感を抱える保護者への相談窓口の周知
- ・学校教育ポータルサイトにおけるいじめや教育相談等に関する相談窓口の掲載及び周知

○児童生徒理解の推進に係る取組

- ・一人一台端末を活用した「健康観察アプリ」による児童生徒の心の状況の把握の継続
- ・全国学力・学習状況調査及びとっとり学力・学習状況調査の教育データの活用
- ・特別支援教育の推進
- ・教職員への研修（授業、学級経営、配慮が必要な児童生徒への関わり等）

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する
調査結果について

鳥取県教育委員会

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 結果における鳥取県の状況について（概要）

1 暴力行為の発生件数

- (1) 国公立小・中・高等学校の合計は1,072件、1,000人当たりの発生件数は19.0件で、前年度と比較すると220件増加、1,000人当たりの発生件数は4.1件上昇した。1,000人当たりの発生件数は、全国平均の8.7件を上回った。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では605件で121件増加、中学校では416件で85件増加、高等学校では51件で14件増加であった。
- (3) 前年度と比較して、発生件数及び1,000人当たりの発生件数ともすべての校種で増加している。また、全国平均も上回っている。
- (4) どの校種においても「生徒間暴力」の割合が高い。

2 いじめの認知件数

- (1) 国公立小・中・高等学校・特別支援学校の合計は2,232件、1,000人当たりの認知件数は39.1件で、前年度と比較すると381件増加、1,000人当たりの認知件数も7.1件増加した。1,000人当たりの認知件数は全国平均の57.9件を下回った。(全国平均との差、R3:-17.1件、R4:-21.3件、R5:-18.8件)。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では1,596件で275件の増加、中学校では549件で115件の増加、高等学校では58件で4件の増加、特別支援学校では29件で13件の減少であり、特別支援学校以外のすべての校種で増加している。
- (3) 「いじめが解消しているもの」の認知件数に対する割合は82.9%で全国平均の77.5%を上回っている。

3 不登校児童生徒数

- (1) 国公立小・中・高等学校の合計は1,935人で、前年度と比較すると265人増加している。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では634人で142人増加、中学校では1,022人で145人増加、高等学校では279人で22人の減少だった。100人当たりの出現率は、小学校が2.27で0.53の上昇、中学校が7.19で1.13の上昇、高等学校が2.02で0.12減少した。
- (3) 小・中学校の出現率の上昇を全国平均と比較すると、小学校では全国平均で前年度から0.44の上昇に対し県で0.53の上昇、中学校では全国平均で前年度から0.73の上昇に対し県で1.13の上昇であり、中学校で全国平均より出現率の上昇が大きくなっている。

4 長期欠席

- (1) 国公立小学校は 978 人で、前年度と比較すると 118 人増加、中学校は 1,274 人で 72 人増加している。
- (2) 100 人当たりの出現率は、小学校では 3.51 (全国平均は 3.58)、中学校では 8.96 (全国平均は 8.54) である。

5 中途退学

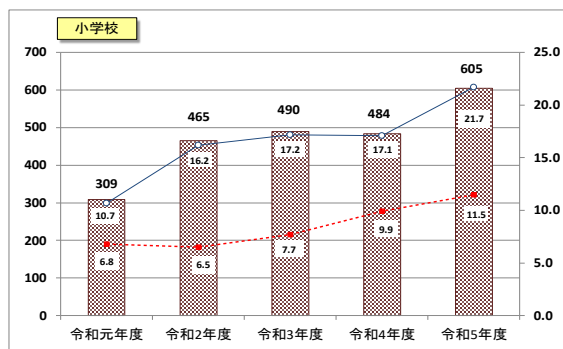
- (1) 国公立高等学校の合計は 161 人で、前年度と比較すると 22 人減少している。
- (2) 中途退学理由は、「進路変更」が 49.1%と最も高く、次いで「学校不適應」23.6%である。

暴力行為

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)における暴力行為の年次推移
(R1年度～R5年度)

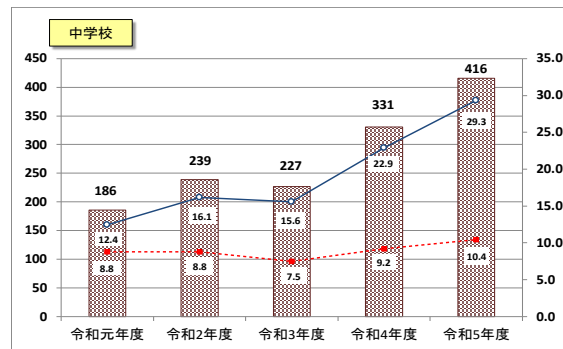
(1) 小学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	309	10.7	6.8
令和2年度	465	16.2	6.5
令和3年度	490	17.2	7.7
令和4年度	484	17.1	9.9
令和5年度	605	21.7	11.5



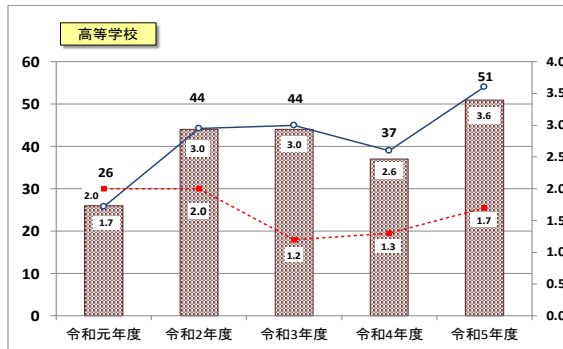
(2) 中学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	186	12.4	8.8
令和2年度	239	16.1	8.8
令和3年度	227	15.6	7.5
令和4年度	331	22.9	9.2
令和5年度	416	29.3	10.4



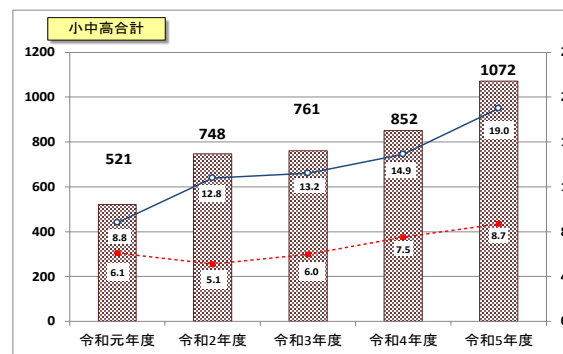
(3) 高等学校 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	26	1.7	2.0
令和2年度	44	3.0	2.0
令和3年度	44	3.0	1.2
令和4年度	37	2.6	1.3
令和5年度	51	3.6	1.7

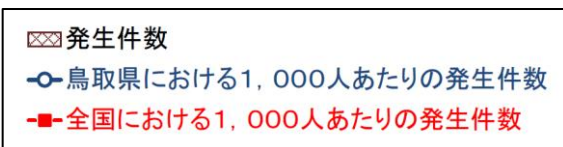


(4) 小中高合計 (件)

区分	発生件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	521	8.8	6.1
令和2年度	748	12.8	5.1
令和3年度	761	13.2	6.0
令和4年度	852	14.9	7.5
令和5年度	1072	19.0	8.7



- ・鳥取県における暴力行為の発生件数は、すべての校種において過去5年間で最多であった。
- ・1,000人あたりの発生件数は、どの校種においても全国平均を上回っている。

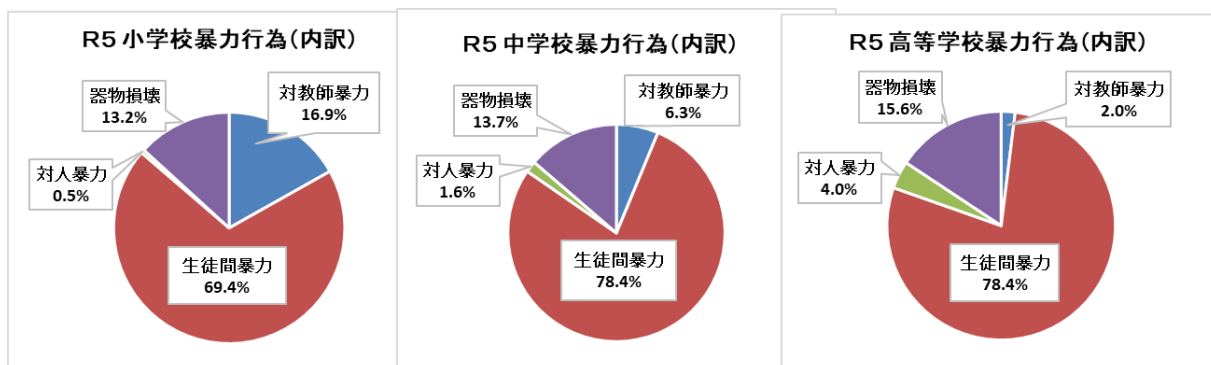


令和5年度 暴力行為の状況について

○ 鳥取県における暴力行為の発生件数（国公立）

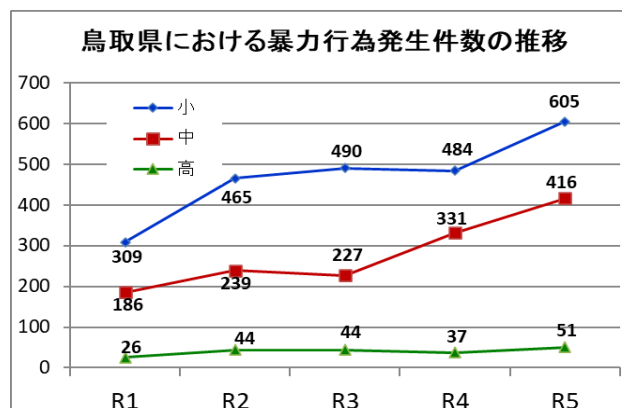
【概要】

- 小学校（R5）：発生件数は605件で、前年度（484件）より121件増加
- 中学校（R5）：発生件数は416件で、前年度（331件）より85件増加
- 高等学校（R5）：発生件数は51件で、前年度（37件）より14件増加

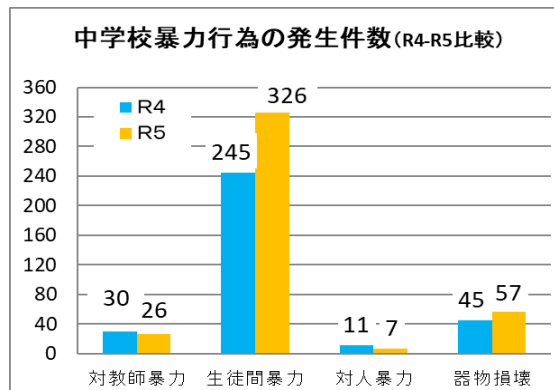
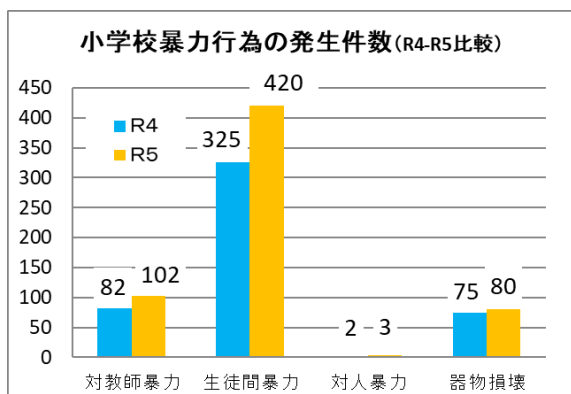


【鳥取県の暴力行為発生件数の推移】（国公立）

暴力行為(件)		R1	R2	R3	R4	R5
鳥取県	小	309	465	490	484	605
	中	186	239	227	331	416
	高	26	44	44	37	51
	計	521	748	761	852	1072
	発生件数/千人	8.8	12.8	13.2	14.9	19.0
全国	発生件数/千人	6.1	5.1	6	7.5	8.7



【項目別発生件数】（国公立）



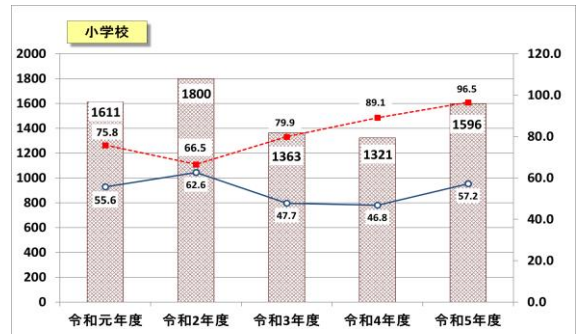
- ・小学校では、暴力行為のすべての項目で、中学校では、生徒間暴力、器物損壊の2項目が増加した。
- ・高等学校における暴力行為の発生件数は増加した。
- ・積極的ないじめの認知に伴い、生徒同士の些細なトラブルの段階から生徒間暴力として報告されているため発生件数が多くなっている。
- ・同じ児童生徒が暴力行為を繰り返したりする傾向もある。

いじめ

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)・特別支援学校におけるいじめの認知件数等の年次推移(R1年度～R5年度)

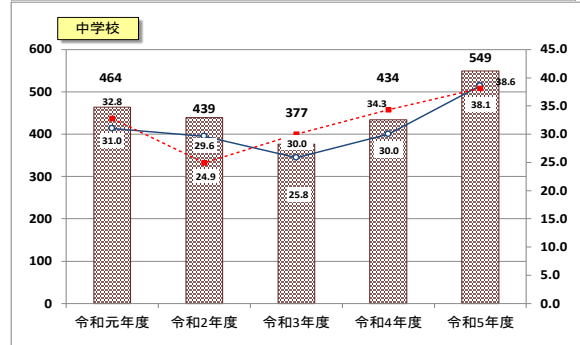
(1) 小学校 (件)

区分	認知件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	1611	55.6	75.8
令和2年度	1800	62.6	66.5
令和3年度	1363	47.7	79.9
令和4年度	1321	46.8	89.1
令和5年度	1596	57.2	96.5



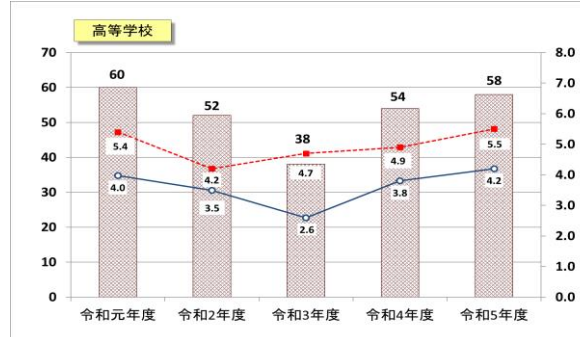
(2) 中学校 (件)

区分	認知件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	464	31.0	32.8
令和2年度	439	29.6	24.9
令和3年度	377	25.8	30.0
令和4年度	434	30.0	34.3
令和5年度	549	38.6	38.1



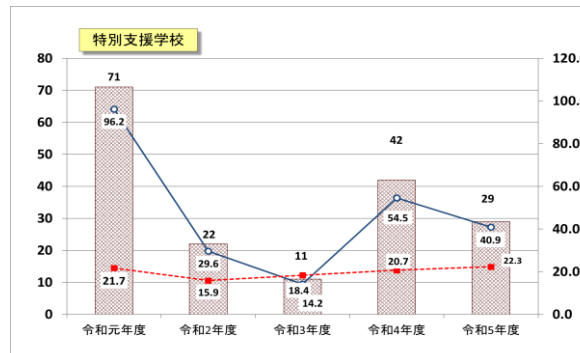
(3) 高等学校 (件)

区分	認知件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	60	4.0	5.4
令和2年度	52	3.5	4.2
令和3年度	38	2.6	4.7
令和4年度	54	3.8	4.9
令和5年度	58	4.2	5.5



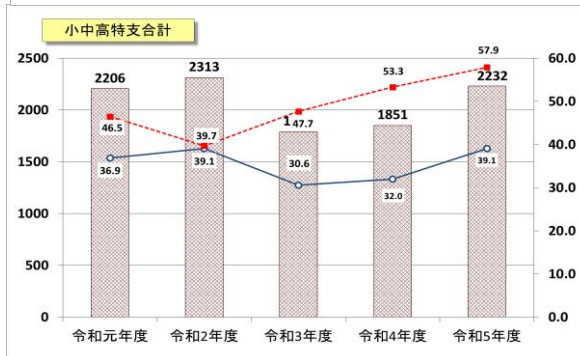
(4) 特別支援学校 (件)

区分	認知件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	71	96.2	21.7
令和2年度	22	29.6	15.9
令和3年度	11	14.2	18.4
令和4年度	42	54.5	20.7
令和5年度	29	40.9	22.3



(5) 小中高特支合計 (件)

区分	認知件数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	2206	36.9	46.5
令和2年度	2313	39.1	39.7
令和3年度	1789	30.6	47.7
令和4年度	1851	32.0	53.3
令和5年度	2232	39.1	57.9

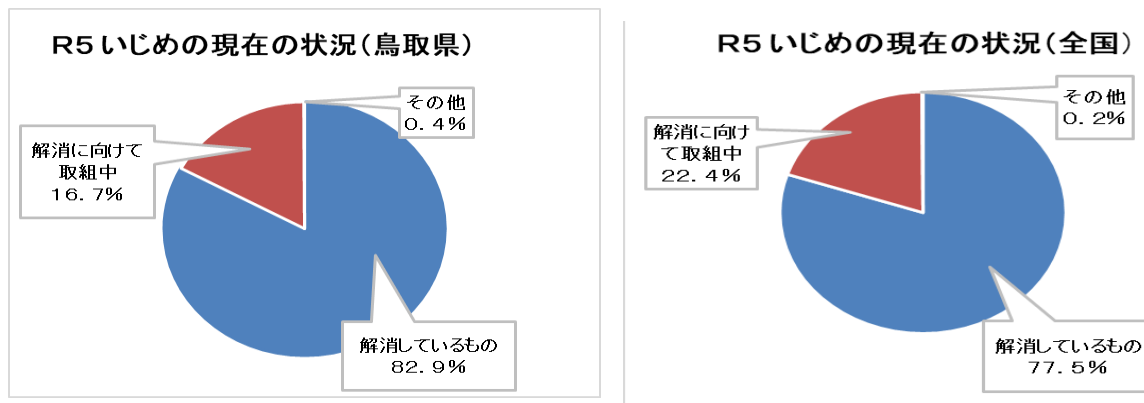


・いじめの認知件数は、特別支援学校を除く、すべて校種で増加した。



令和5年度いじめの状況について

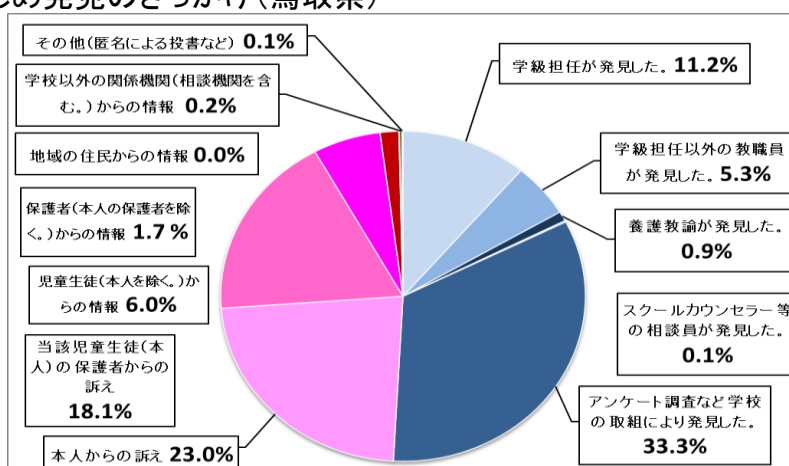
1 いじめの現在の状況(国公立)



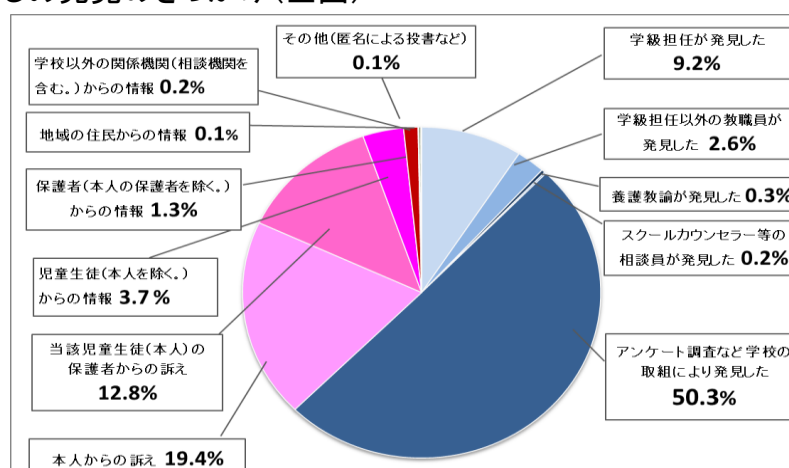
・鳥取県における「いじめの解消率(82.9%)」は、昨年度と比べて7.3%高くなった。

2 いじめ発見のきっかけ(国公立)

R5いじめ発見のきっかけ(鳥取県)



R5いじめ発見のきっかけ(全国)



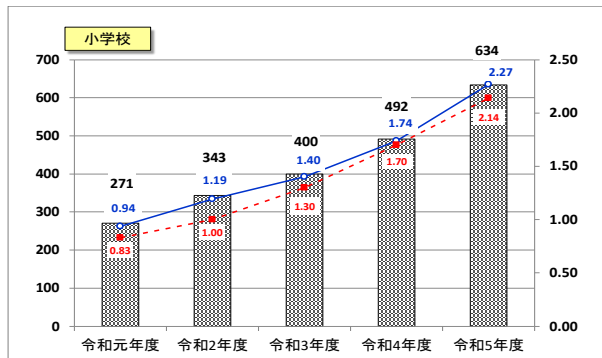
- ・鳥取県における「いじめ発見のきっかけ」は、「アンケート調査などの学校の取組」によるものが、昨年度同様に最も多かった。(昨年度35.6%)
- ・本人からの訴え、当該児童生徒(本人)の保護者からの訴えによりいじめを発見するケースが全国より多い。
- ・全国における「いじめ発見のきっかけ」は、昨年同様半数以上が「アンケート調査など学校の取組」によるものである。

不登校

国公立小・中・高等学校(全日制・定時制)における不登校児童生徒数等の年次推移 (R1年度～R5年度)

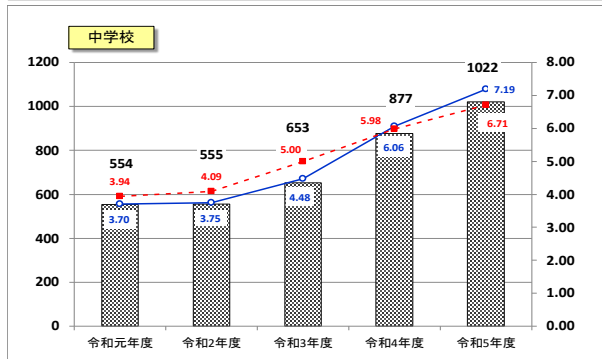
(1) 小学校 (人)

区分	不登校児童数		100人あたりの不登校児童数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	271	0.94	0.83
令和2年度	343	1.19	1.00
令和3年度	400	1.40	1.30
令和4年度	492	1.74	1.70
令和5年度	634	2.27	2.14



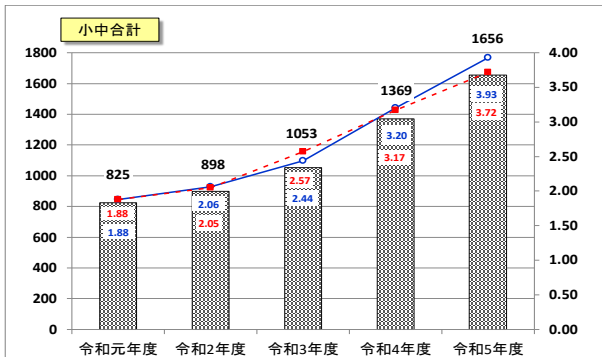
(2) 中学校 (人)

区分	不登校生徒数		100人あたりの不登校生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	554	3.70	3.94
令和2年度	555	3.75	4.09
令和3年度	653	4.48	5.00
令和4年度	877	6.06	5.98
令和5年度	1022	7.19	6.71



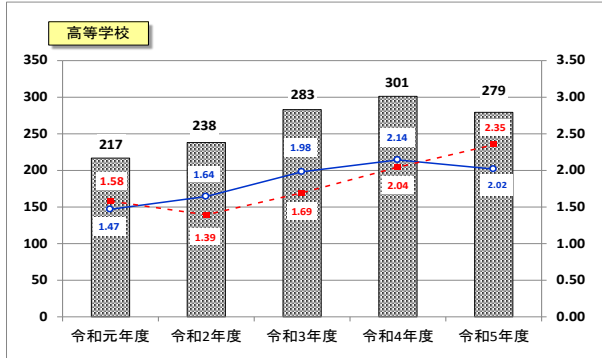
(3) 小中合計 (人)

区分	不登校児童生徒数		100人あたりの不登校児童生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	825	1.88	1.88
令和2年度	898	2.06	2.05
令和3年度	1053	2.44	2.57
令和4年度	1369	3.20	3.17
令和5年度	1656	3.93	3.72



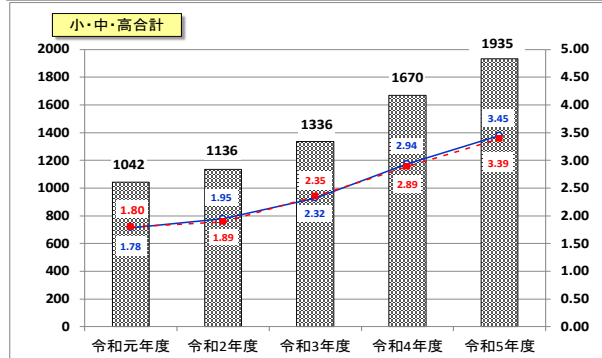
(4) 高等学校 (人)

区分	不登校生徒数		100人あたりの不登校生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	217	1.47	1.58
令和2年度	238	1.64	1.39
令和3年度	283	1.98	1.69
令和4年度	301	2.14	2.04
令和5年度	279	2.02	2.35



(5) 小・中・高合計 (人)

区分	不登校生徒数		100人あたりの不登校生徒数
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
令和元年度	1042	1.78	1.80
令和2年度	1136	1.95	1.89
令和3年度	1336	2.32	2.35
令和4年度	1670	2.94	2.89
令和5年度	1935	3.45	3.39



・鳥取県における不登校出現率は小、中学校において平成21年度以降過去最高である。

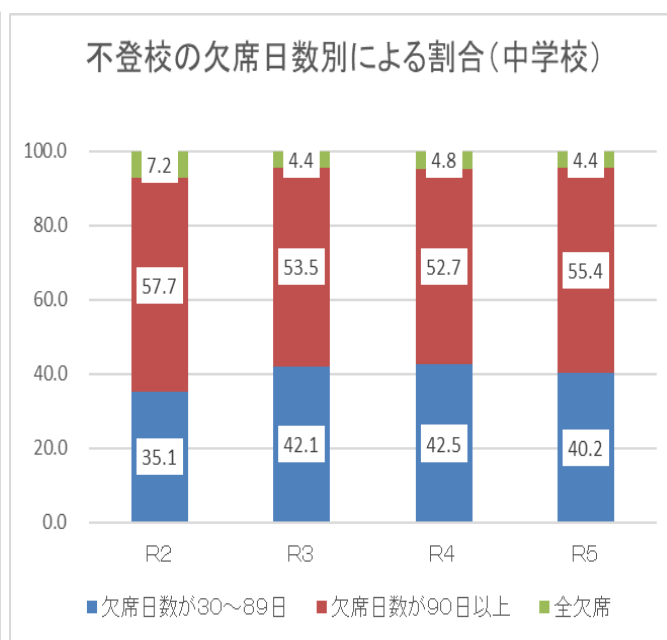
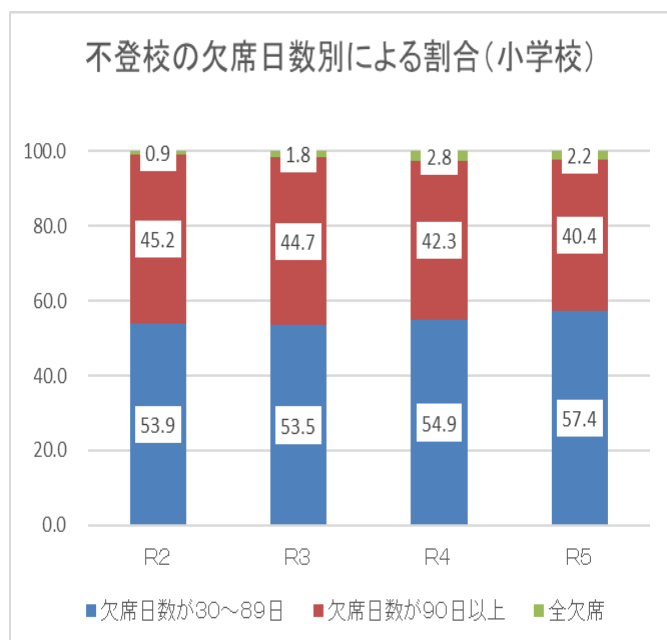
□ 不登校児童生徒数
—○— 鳥取県の100人あたりの不登校出現率
—■— 全国の100人あたりの不登校出現率

長期欠席

区分	年度	病気	経済的理由	内訳			長期欠席 総数(人)	出現率
				不登校	その他	新型コロナ感染回避		
鳥取県 小学校	令和3年度	105	0	400	99	17	621	2.17
	令和4年度	138	0	492	188	42	860	3.04
	令和5年度	201	0	634	143		978	3.51
鳥取県 中学校	令和3年度	175	0	653	79	9	916	6.28
	令和4年度	198	0	877	105	22	1202	8.30
	令和5年度	198	0	1022	54		1274	8.96
全国 小学校	令和3年度	22,307	7	81,498	34,100	42,963	180,875	2.89
	令和4年度	31,955	16	105,112	43,438	16,155	196,676	3.17
	令和5年度	57,905	17	130,370	29,946		218,238	3.58
全国 中学校	令和3年度	34,652	12	163,442	18,416	16,353	232,875	7.13
	令和4年度	43,642	20	193,936	18,869	7,505	263,972	8.13
	令和5年度	47,933	17	216,112	11,140		275,202	8.54

※長期欠席とは、「病気」・「経済的理由」・「不登校」・「その他」のすべての欠席を指している。

【不登校の欠席日数別の割合】

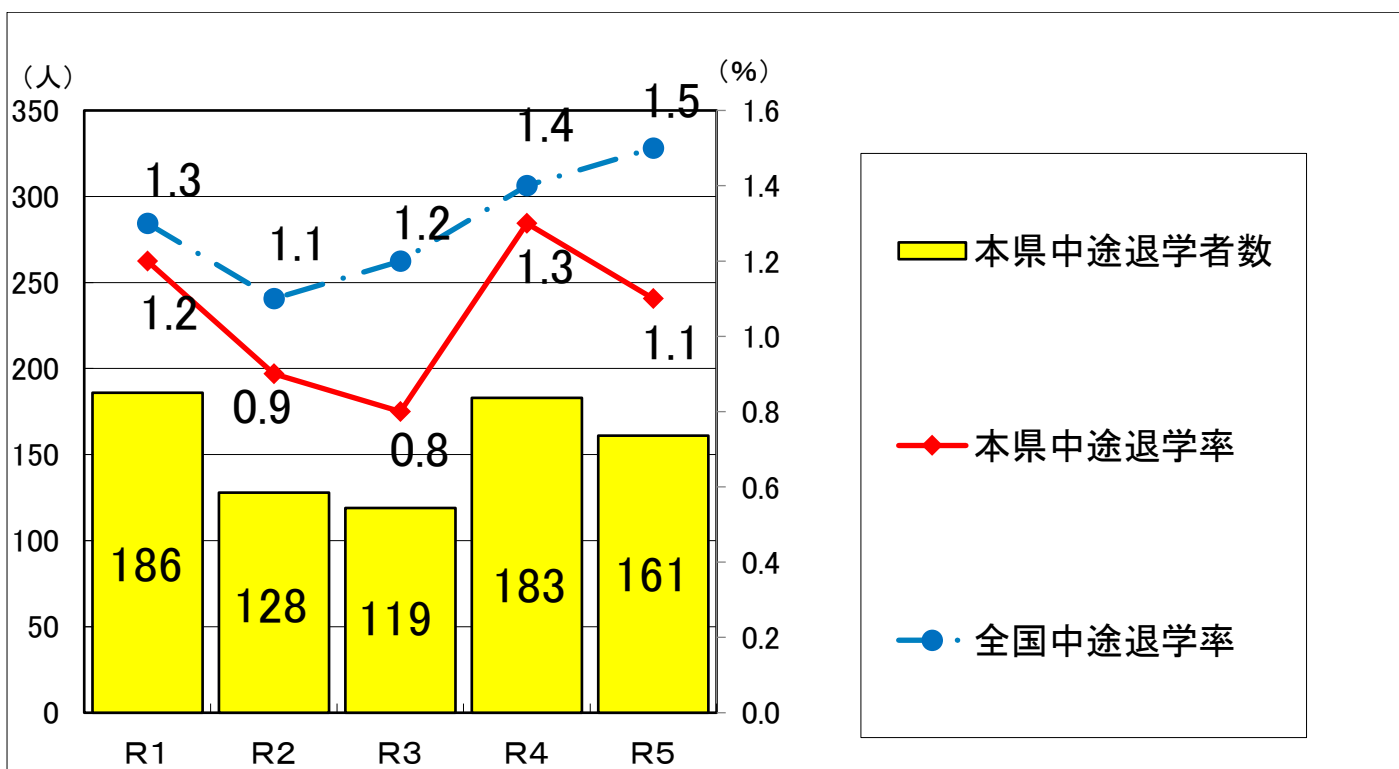


※上記のグラフの「欠席日数が90日以上」の児童生徒数の割合は、全欠席の児童生徒数の割合を含めない。

鳥取県高等学校中途退学者数についての分析

(1)鳥取県国公立高等学校中途退学者数の経年推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
本県中途退学者数	186	128	119	183	161	(人)
本県中途退学率	1.2	0.9	0.8	1.3	1.1	(%)
全国中途退学率	1.3	1.1	1.2	1.4	1.5	(%)



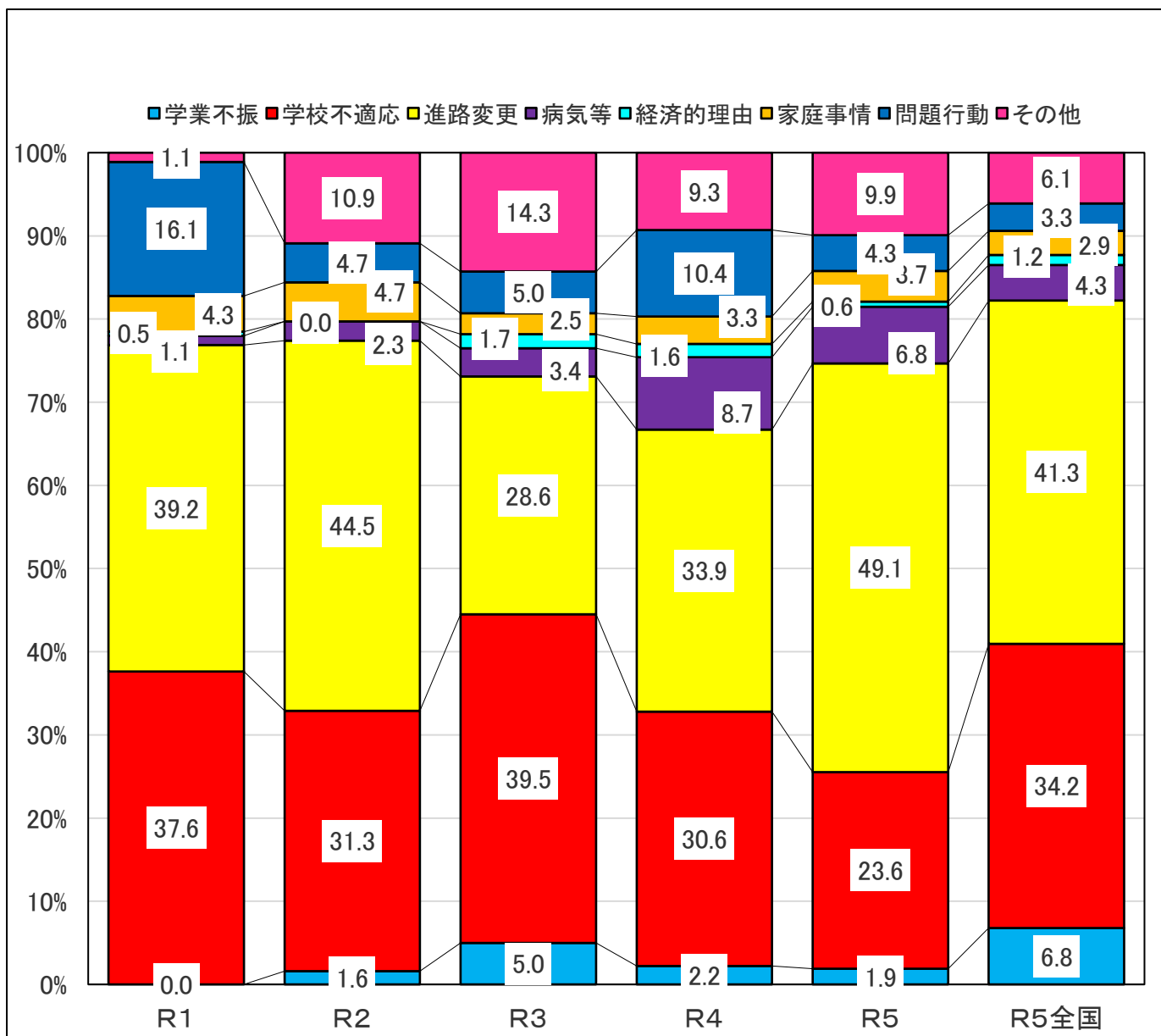
- 本県中途退学率は、令和4年度に0.5ポイント増加したものの、令和5年度は、0.2ポイント減少した。全国中途退学率は令和2年度以降、増加傾向となっている。全国中途退学者率と比較すると、本県中途退学率は、増減の様子は異なるものの各年度の中途退学率は0.1～0.4ポイント下回っている。

(2)鳥取県国公立高等学校中途退学理由の経年推移

(%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R5全 国
学業不振	0.0	1.6	5.0	2.2	1.9	6.8
学校不適応	37.6	31.3	39.5	30.6	23.6	34.2
進路変更	39.2	44.5	28.6	33.9	49.1	41.3
病気等	1.1	2.3	3.4	8.7	6.8	4.3
経済的理由	0.5	0.0	1.7	1.6	0.6	1.2
家庭事情	4.3	4.7	2.5	3.3	3.7	2.9
問題行動	16.1	4.7	5.0	10.4	4.3	3.3
その他	1.1	10.9	14.3	9.3	9.9	6.1

※R5全国:国公立高等学校



○ 中途退学理由として、例年「学校不適応」「進路変更」の割合が他に比べ大きい、「学校不適応」は、R3年より減少傾向にある。

令和5年度 県独自調査による集計結果について

いじめ・不登校総合対策センター

調査年度: 令和5年度

調査対象: 鳥取県公立学校(※高等学校、特別支援学校は「いじめ」のみ)

1 令和5年度不登校児童生徒の状況について(公立のみ)

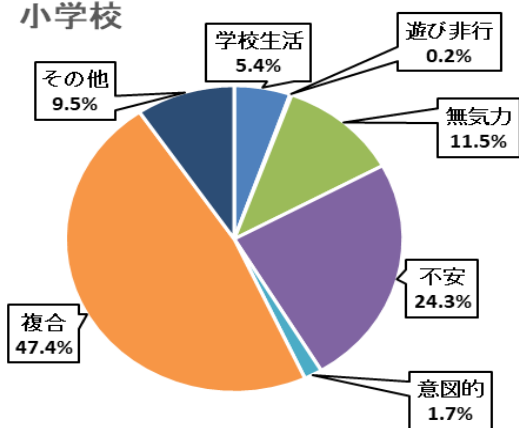
(1) 学年別不登校児童生徒数の推移(県独自調査より)

(単位: 人)

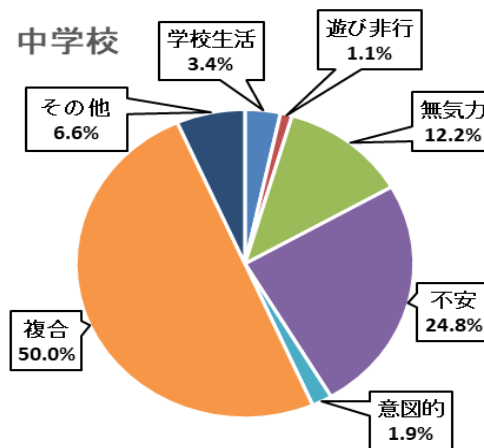
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小合計	中1	中2	中3	中合計
R3	16	37	35	73	108	131	400	175	238	218	631
R4	25	40	57	85	121	164	492	252	282	308	842
R5	34	72	85	102	143	197	633	280	387	309	976

(2) 不登校が継続している(していた)理由(県独自調査より)

小学校

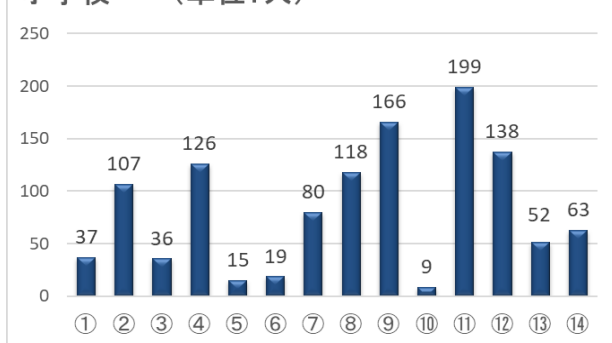


中学校

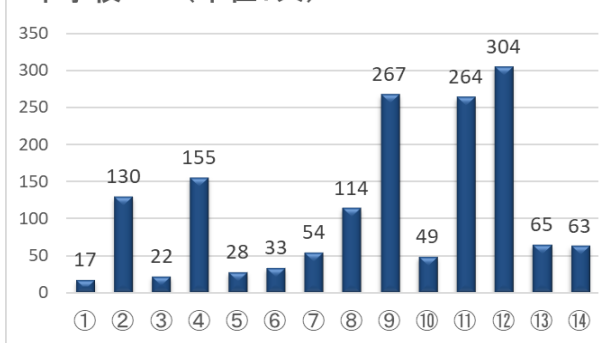


(3) 不登校児童生徒について把握した事実について <複数回答可> (県独自調査より)

小学校 (単位: 人)



中学校 (単位: 人)

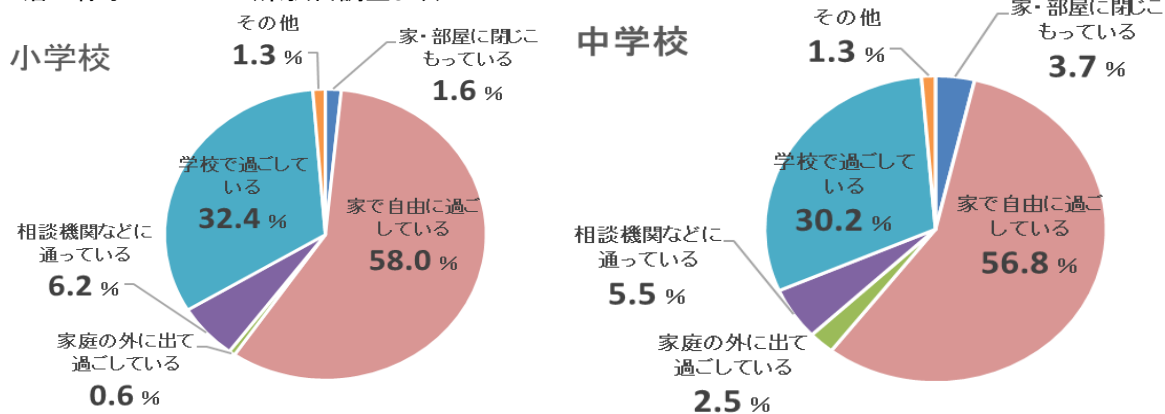


(注) 上のグラフの丸付き数字の内容

- ① いじめ被害の情報や相談があった
- ② いじめを除く友人関係をめぐる相談があった
- ③ 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった
- ④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた
- ⑤ 学校のきまり等に関する相談があった
- ⑥ 転編入学、進級時の不適応による相談があった
- ⑦ 家庭生活の変化に関する情報や相談があった
- ⑧ 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった
- ⑨ 生活リズムの不調に関する相談があった
- ⑩ あそび、非行に関する情報や相談があった
- ⑪ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった
- ⑫ 不安・抑うつに関する相談があった
- ⑬ 障がい(疑いを含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった
- ⑭ 個別の配慮(⑬以外)についての求めや相談があった

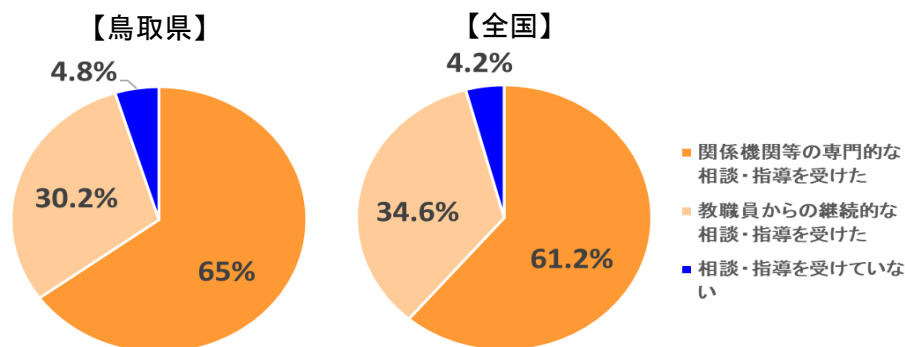
・小学校・中学校ともに、「学校に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつに関する相談があった」の項目が多いことから、児童生徒が不安等を感じたりする要因、背景を見取り、児童生徒理解に基づいた早期支援を行う必要がある。

(4)生活の様子について（県独自調査より）



・小学校、中学校ともに「学校で過ごしている」の割合が、前年度と比べて大きく増加している。
【前年度比 小学校:10.4%増加 中学校:6.6%増加】

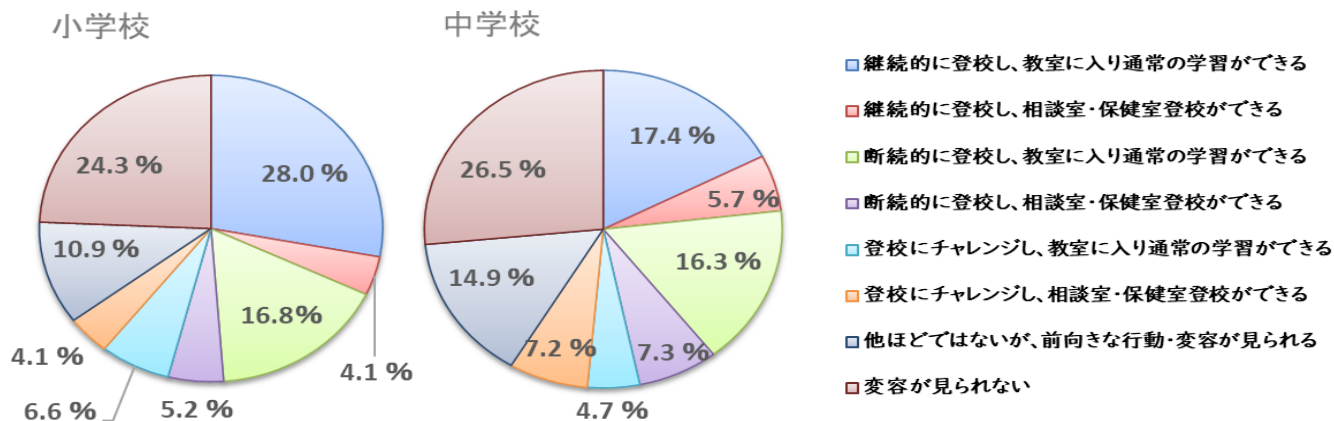
(5)相談・指導等を受けた学校内外の機関等について（県独自調査より）



※1 「関係機関等の専門的な相談・指導」は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等の相談・指導を指している。
※2 「教職員からの継続的な相談・指導」は、「関係機関等の専門的な相談・指導」を受けていない者のうち、教職員により週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことを指している。

・「関係機関等の専門的な相談・指導を受けた」の割合が全国と比べて、3.8 %高い。

(6)不登校児童生徒の状況の変容について（県独自調査より）



・昨年度に引き続き、小学校、中学校ともに「継続的に登校し、教室に入り通常の学習ができる」の割合が増加している。【小学校:8.1%増加 中学校:1.9%増加】
・小学校、中学校ともに『登校』に関する6項目の数値の合計が昨年度と比べて増加【小学校:5.8%増加 中学校:3.1%増加】していることから、不登校児童生徒の登校に対する意欲的な行動や変容が見られることが分かる。

2 令和5年度いじめの状況について（公立のみ）

(1) いじめの認知

- ・特別支援学校を除くすべての校種で前年度と比べ認知件数が増加した。
- ・学年別でみると、小学4年と中学1年の学年集団で認知件数が大幅に増加した。

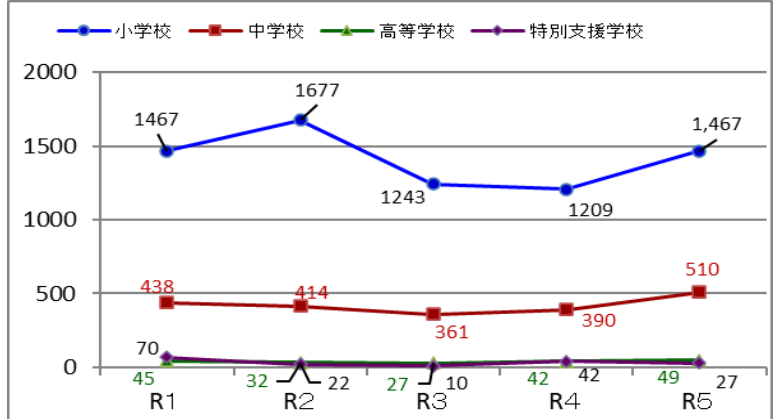
①小学4年【R5：358件、R4(小学3年時)218件 ⇒ 140件増加】

②中学1年【R5：290件、R4(小学6年時)160件 ⇒ 130件増加】

【学校におけるいじめの認知状況】（県独自調査より）

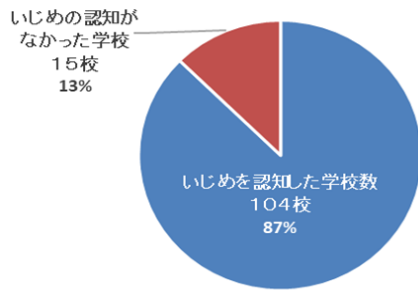
いじめの認知件数の推移（R1-R5）【単位：件】

鳥取県(公立)	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	1467	1677	1243	1209	1,467
中学校	438	414	361	390	510
高等学校	45	32	27	42	49
特別支援学校	70	22	10	42	27
計	2020	2145	1641	1683	2,053
認知件数/千人	22.6	39.5	30.6	31.8	39.5

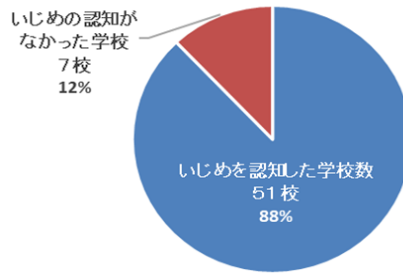


【いじめの認知の割合】（県独自調査より）

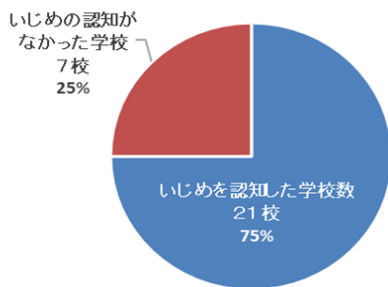
R5 いじめの認知の割合(公立小学校)



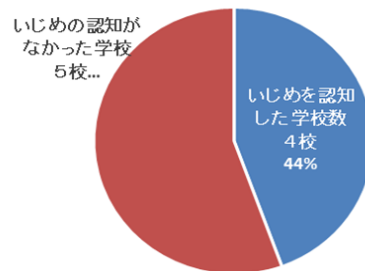
R5 いじめの認知の割合(公立中学校)



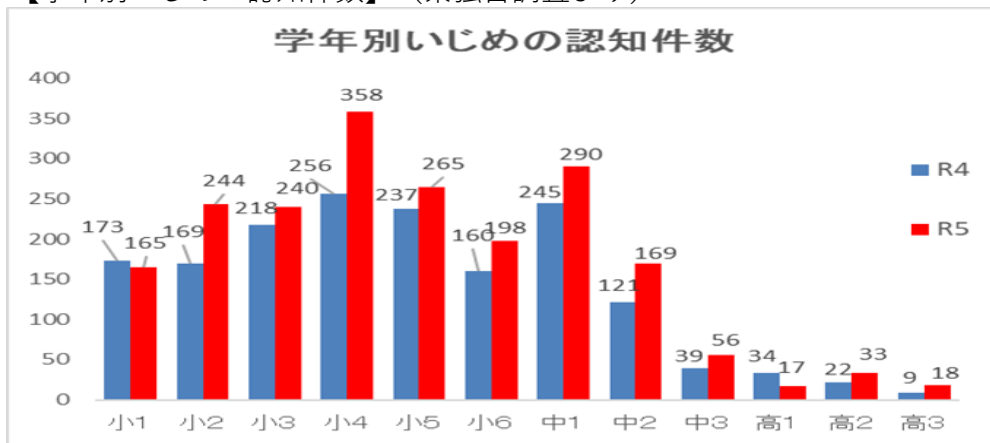
R5 いじめの認知の割合(公立高等学校)



R5 いじめの認知の割合(公立特別支援学校)



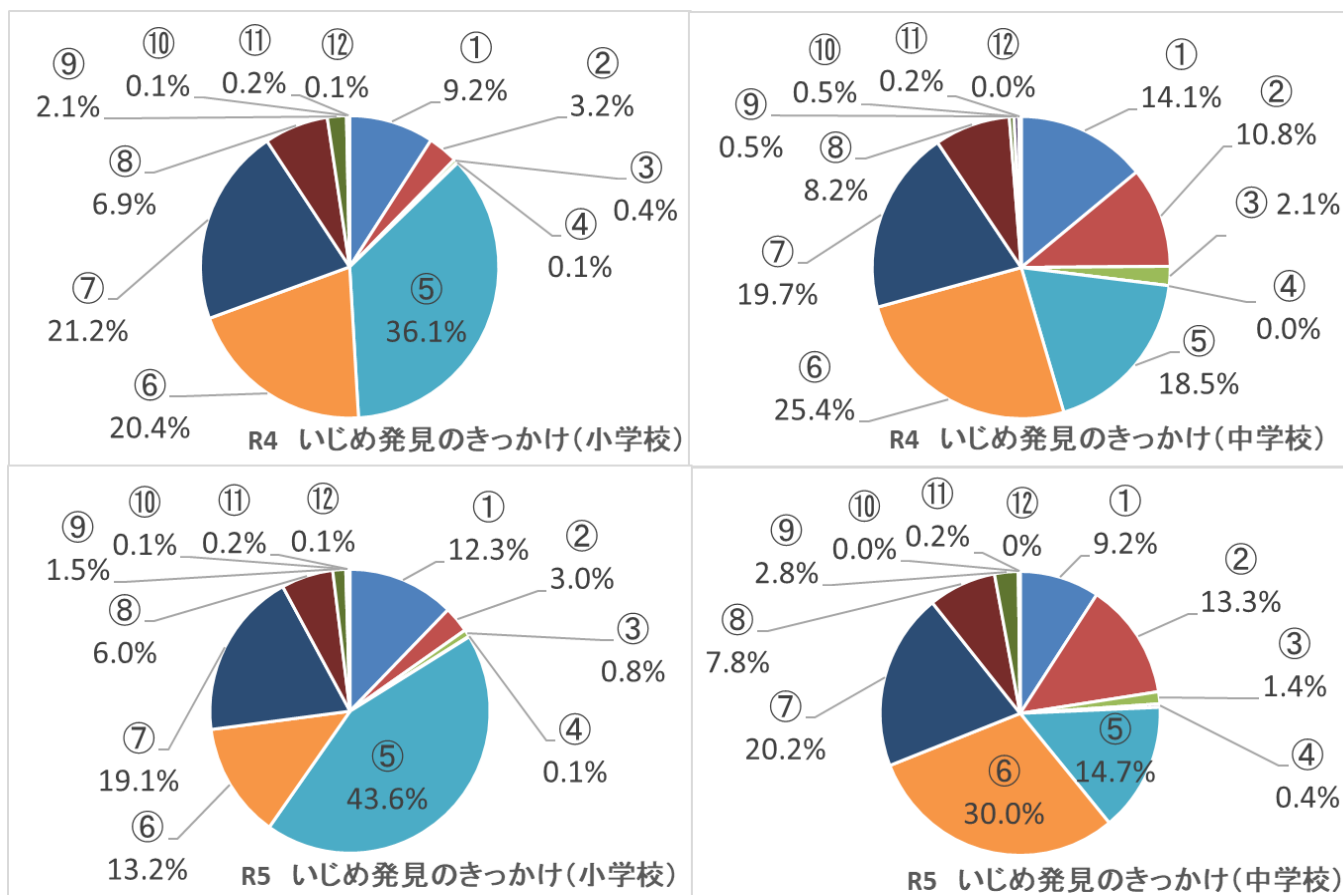
【学年別いじめの認知件数】（県独自調査より）



※特別支援学校の
児童生徒数を含む

(2) いじめ発見のきっかけ (県独自調査より)

- ・小学校では、「アンケート調査などの取組により発見した」の割合が大幅に増加した。
- ・中学校では、昨年度に引き続き「本人の訴えによる」の割合が増加した。

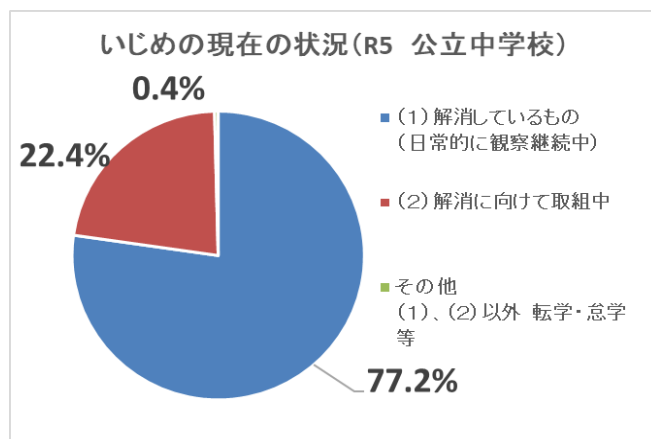
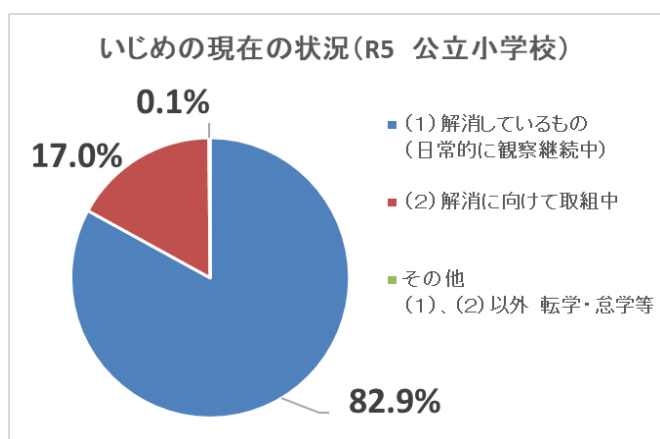


【円グラフにおける数字の内容】

- ① 学級担任が発見した
- ② 学級担任以外の教職員が発見した
- ③ 養護教諭が発見した
- ④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した
- ⑤ アンケート調査などの取組により発見した
- ⑥ 本人からの訴え
- ⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え
- ⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報
- ⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報
- ⑩ 地域の住民からの情報
- ⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報
- ⑫ その他（匿名による投書など）

(3) いじめ発見の現在の状況 (県独自調査より)

※「現在」とは年度末を示す



今後の生涯学習のあり方に係る諮問について

令和6年11月29日
社会教育課

1 概要

本県の生涯学習振興施策は、平成27年11月に鳥取県教育審議会から答申のあった「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」に基づき進めてきましたが、社会情勢の変化等による新たな諸課題に対応した今後の生涯学習のあり方について別紙のとおり11月26日に鳥取県教育審議会に諮問しました。



2 諮問に係る検討の視点

(1) 生涯学習を通して一人ひとりが豊かな人生を育むための方策

県民の学習意欲の向上や生涯学習で得た学びを社会や地域の中で発揮できる仕組みの構築について

国籍や性別、年齢、障がいの有無に関わらず誰一人取り残さない社会的包摂を実現する学びの機会の提供について

環境問題や社会問題等への意識を高め、それらの課題解決に向けて考える機会の提供について

(2) 持続可能な地域コミュニティを創造するための方策

様々な地域課題がある中で、地域を活性化し、今後の地域を支える人材の育成について

学校と地域が教育目標を共有しながら子どもたちの育成と地域活性化を進めるためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組のさらなる推進について

3 鳥取県教育審議会からの主な意見

○魅力的な学びのコンテンツを開発し、出来る限り広く、効果的に鳥取県民の皆さんに周知していく方法論を考えていただきたい。

最近ではスマホを使った犯罪や詐欺等が鳥取県でも大きな問題となっており、こういった近年の社会問題についても議論いただきたい。

○これからの時代では、論理的な思考力や議論する力が必要であり、議論に盛り込んでいただきたい。

4 スケジュール案

令和6年度 今後の生涯学習のあり方に関し、県教育委員会から鳥取県教育審議会へ諮問(11/26)
鳥取県教育審議会生涯学習分科会における検討

令和7年度 鳥取県教育審議会生涯学習分科会における検討(R6～計7回程度)
鳥取県教育審議会から県教育委員会への答申

令和8年度 答申を踏まえた本県の生涯学習施策に係る計画の策定

別紙

諮 問

鳥取県教育審議会

鳥取県教育審議会条例第3条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

令和6年11月26日

鳥取県教育委員会教育長

足 羽 英 樹



記

今後の生涯学習のあり方について

- 1 生涯学習を通して一人ひとりが豊かな人生を育むための方策
- 2 持続可能な地域コミュニティを創造するための方策

諮 問 理 由

これまで本県の生涯学習の振興施策は、平成27年11月に鳥取県教育審議会からいただいた答申「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」を基に取組を推進してきました。

しかし、当該答申から10年近くが経過し、その間、地域社会や家庭環境のあり方、デジタル技術の革新等近年の社会情勢は急激に変化しており、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらない多様性を受け入れる人々の意識も醸成されてきました。また教育現場においても学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」を実現するための学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入や地域学校協働活動（※）が推進されるなど、子どもたちや学校をとりまく環境にも大きな変化が生じています。

このような時代に即した施策の検討のため国においても現在、中央教育審議会に対し、文部科学大臣から令和6年6月25日付けで「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問がなされていることから、本県においても新たな諸課題に対応した今後の生涯学習のあり方についての検討を要する時期に来ていると考えます。

については、標記の事項を軸としつつ、幅広くかつ具体的な施策提案を交えた本県の今後の生涯学習のあり方について主に次の視点から御検討をお願いします。

<検討の視点>

1 生涯学習を通して一人ひとりが豊かな人生を育むための方策

(1) 人々がより豊かな人生を送り、生きがいを感じながら暮らしていくためには、様々な学び、教養や趣味、レクリエーション等が大切な役割を果たしている。加えて、個人の学びの成果等を社会や地域の中で生かすことができれば、地域の活性化等とともにさらなる心の豊かさや生きがいの向上等も期待できることから、県民の学習意欲の向上や生涯学習で得た学びを発揮できる仕組みを構築したい。

(方策案)

➤人々の学びに対するニーズの調査・研究。

➤市町村や高等教育機関等とも連携した、地域づくり等に関する魅力的なコンテンツ（講座等）の開発と提供。

➤講座等の情報が、それを求める人々に届くよう情報発信手法の工夫。 等

(2) 多様性の時代において国籍や性別、年齢、障がいの有無に関わらず誰一人取り残さない社会的包摂を実現する学びの機会を提供したい。

(方策案)

➤個人の環境や特性等に応じた講座等の提供。

➤インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間で、教育的、経済的、社会的格差が生じることの無いよう、進展するデジタル社会に誰もが対応できる情報活用能力の取得機会の提供。 等

- (3) 近年の感染症の蔓延や異常気象等の環境問題、少子高齢化や人口の都市部への一極集中等の社会問題への意識を高め、それらの課題解決に向けて考えることのできる機会を提供したい。

(方策案)

- 将来が予測不能な時代における知識等のアップデートのための学習に対する支援。
- 地域に関心をもち地域づくりなどの取組に誘引するため、身近な防災等の地域課題に関する学びのきっかけとなり得る講座等の開発と提供。等

2 持続可能な地域コミュニティを創造するための方策

- (1) 人口減少や少子高齢化に伴う地域の活力低下や担い手の不足、核家族化や単身世帯の増加による地域住民の交流が希薄化する等の様々な地域課題がある中で、地域を活性化し、今後の地域を支える人材の育成を進めたい。

(方策案)

- 学校教育のみならず家庭教育や社会教育においても郷土の自然、文化、歴史等を知る機会を創出することで、郷土への誇りや愛着とともに貢献意識を育む等ふるさとキャリア教育のさらなる充実。
- 自然体験や仲間との交流を通じた学びの場である県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家や、人づくり、地域づくり、つながりづくりに関わる講座等にも取り組んでいる県立生涯学習センターのさらなる施設の機能の充実。等

- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域が教育目標を共有しながら子どもたちの育成と地域活性化を進めるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組をさらに進めたい。

(方策案)

- 地域の教育力の充実のため、地域学校協働活動等を推進する核となる人材の確保とともに、その人材を育成し、継続支援していくことによる、学校と保護者、PTA、企業及び地域住民等の結びつきの強化。
- 地域学校協働活動に係る好事例の情報収集と発信によるさらなる取組の充実。等

※地域学校協働活動・・・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年11月29日
社会教育課

本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性を示す「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）」について検討を進めるにあたり、計画案の概要を示し、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの意見聴取状況

- (1) 実施期間 令和6年10月18日（金）から11月18日（月）まで
- (2) 周知方法
 - ・とりネットへの掲載
 - ・新聞広告の掲載（10月26日（土））
 - ・関係機関（鳥取県PTA協議会、鳥取県学校図書館協議会等）への送付
 - ・県庁県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村窓口チラシ配架
- (3) 応募件数 13件（意見数：29件）

<内訳>

項目	件数
計画全体	1件
【方針1】すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり	21件
【方針2】子どもの読書活動を支える人材の育成	6件
【方針3】子どもの読書活動の普及啓発	1件

2 主な意見と対応方針

※「対応方針」の凡例

- ・盛り込み済 … すでに計画案に盛り込み済みのもの
- ・反映検討 … 計画策定に向け、反映を検討するもの
- ・反映しない … 反映が困難なもの、反映しないもの
- ・その他 … 意見としてお聞きするもの

(1) 計画全体

意見概要	対応方針	考え方
①5年計画ならば一年ごとに力を入れる項目を決めて実践していくなどじっくりしっかりして欲しい。	反映検討	項目毎の優先度に応じた計画を立て、計画の中間年には取組を評価・点検し、必要に応じて見直し等も行いながら着実に取組を進めます。

(2) 【方針1】すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり

意見概要	対応方針	考え方
②生まれてから一人ひとりが関わるすべての場所に図書館や図書コーナーがあり、自然に本とつながることが出来る社会全体の環境が整うとよい。	盛り込み済	家庭、地域、学校等で本に親しむ環境づくりに取り組み、社会全体で読書推進に取り組むことを目指します。

意見概要	対応方針	考え方
③「保護者研修会等への鳥取県子ども読書アドバイザーの派遣」とあるが、多忙な保護者に対してどのような形で研修会を行うのか。具体的に示さないと難しい。	反映検討	鳥取県子ども読書アドバイザー派遣事業では、園（所）の保護者研修会などに講師を派遣し、子どもの読書活動の重要性を保護者に伝えています。制度内容と併せて効果的な研修会の実施方法等の周知を図ることを示します。
④小中学生は朝読書によって本を読む時間が確保されている。高校生も朝読書をすれば、本に親しみやすくなるのではないかと。	反映検討	朝読書をはじめ児童生徒が学校等で一斉に読書を行う取組（一斉読書）等を推進します。
⑤特別な支援が必要な子どもへの支援は、公立図書館だけが行うことではないと思う。（学校現場も特別支援学校だけではなく通常学級にも支援が必要な子どもはいるし、学校に外国籍の子どもが増えているため。）	反映検討	学校の取組の中で、各校種においても、多様なニーズに対応し、子どもの視点に立った読書活動を推進することを示します。
⑥「ストーリーテリング（※1）」は、「絵本の読み聞かせ」「ブックトーク（※2）」とともに、子どもと本をつなぐための大切な役割を果たしている。多くの子どもたちに「ストーリーテリング」が届けられよう、学校で実現できる事を希望します。 <注> (※1) ストーリーテリング …語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。 (※2) ブックトーク …あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。	反映検討	「ストーリーテリング」や「絵本の読み聞かせ」「ブックトーク」等、子どもの読書に対する興味、関心を高めることにつながる様々な手法の活用を促進します。
⑦「公立図書館」「公民館、児童館等」「民間団体等」の取組と同列に、「特別な支援が必要な子どもへの支援」があるが、「公立図書館」「公民館、児童館等」それぞれに、特別な支援が必要な子どもへの支援について記載してはどうか。	反映しない	本ビジョンの基本理念である「すべての子どもが読書に親しむ」ためには、多様な子どもたちへの読書環境の整備は重要と考えており、中でも特別な配慮を必要とする子どもたちが増加傾向にあることから重要項目として示すことを考えています。
⑧本は教育的なものだけでなく、大きな「娯楽」でもあることを忘れないで欲しい。漫画や同じ本を繰り返し読むことを無駄としないしてほしいし、特定の著者や国の本を並べる等、思想の偏りを生む行いも避けてほしい。	その他	子どもたちの豊かな人間性、社会性を育むための取組を進めるにあたり、参考ご意見とさせていただきます。
⑨鳥取県立図書館によって行われている相互貸借サービス（搬送便や宅配便で本を届けてもらえるサービス）は本当に有り難い。利用者からの希望もとても多いので継続して欲しい。	その他	さらなるサービスの充実に努めます。

(3)【方針2】子どもの読書活動を支える人材の育成

意見概要	対応方針	考え方
⑩特別な支援が必要な子どもたちの読書活動の推進にあたっては、多様なニーズに対応した資料に関する知識等を管理職や教職員全員が知っておく必要があるのでは、研修が必要ではないか。	盛り込み済	特別な支援が必要な子どもたちの読書活動の推進も含め、子どもの読書活動に関わる人材の育成を図ります。
⑪「…職員等の資質向上を推進します」のところは、資質向上ではなく、「専門性の向上」という表現の方が適切ではないか。	反映検討	「司書教諭、学校司書、図書館職員等の配置や資質向上」については、ご意見のとおり修正します。 「幼稚園教諭、保育教諭、保育士、公民館、児童館職員等の資質向上」については適切な文言を検討します。
⑫全国的な「絵本専門士」という資格に鳥取県でも現在3名の方が登録されているが、認知度は低く、県内で活躍されているお話はあまり耳にすることがない。年5回の養成講座を修了した人に与えられる資格だが、せめて大阪など関西圏でも講座を開設していただけるように、働きかけなどができないものではないか。	その他	絵本専門士養成講座は地方での実施はなく、今後も地方開催の予定がありませんが、絵本に関する知識、読み聞かせの技術を備えた人材の育成は必要であると考えています。

(4)【方針3】子どもの読書活動の普及啓発

意見概要	対応方針	考え方
⑬年間を通じて継続して鳥取県全体で読書活動の啓発・広報をしてくださっていてありがたい。	その他	効果的な広報手段を検討しながら、今後も普及啓発に取り組みます。

4 今後の予定

- 1 2月26日（木）パブリックコメント実施結果について定例教育委員会で報告
- 令和7年3月 定例教育委員会にて議決・公表

鳥取県立博物館耐震改修方針等の検討状況について

令和6年11月29日
博 物 館

鳥取県立博物館の耐震補強方法や現行法令に適合させるための改修計画についての、現時点での検討状況を、以下のとおり報告します。

なお、現在は、令和6年度予算を活用して、構造躯体(コンクリート)劣化の進行度合い等、耐震補強に係る詳細調査を実施しています。

施設改修にあたっては、文化庁の許可が必要となるため、今後、基本設計の内容等、具体の計画案を示して、事前協議を行うことが必要となります。

[現時点の検討状況]

改修内容 … 参考資料1

耐震補強	全5棟の建物のうち4棟が、大規模な地震により倒壊又は崩壊する危険性があるとされているIs値0.3以上0.6未満に区分されているため、複数の耐震補強方法の比較検討を行い、耐震壁の新設や既設耐震壁へのコンクリート増し打ち、床面へのコンクリートスラブ施工による補強を選定。現在の最小Is値0.3を、震度6強程度の地震にも耐えうるIs値0.66まで引き上げる。
法改正対応	開館後の法令改正等により、現行法に適合していない設備等があるため、これらの優先順位や改修方法を検討し、特に利用者の安全確保に関わる設備として、二酸化炭素消火設備からハロゲン化物消火設備に更新するほか、天井下地の補強、防火シャッターの改修等、防火区画の是正を行う。
設備老朽化	開館当初から使用している設備もあり、基幹設備の老朽化が進行していることから、更新計画の検討を行い、設備更新に際して、収蔵品の館外移転や長期の休館を行う必要がある熱源や受変電設備、非常用発電機に限定して更新を行う。

全体工期

約38カ月

上記期間には、コンクリート打設後、文化財の保存に適した空気環境となるまでに必要な二夏の「枯らし期間」を含む。この間(約38カ月)、博物館は休館となるため、学芸員派遣や出前展示等により代替する予定。

概算工事費(精査中)

約45億円(耐震補強:約27億円、法改正対応:約7億円、設備更新:約11億円)

複数案を検討した結果、経済性でも最も優れた案を採用しているが、壁が2重となっている等、特殊な構造の建物であることに加え、施工面積が大きく、床面の補強も必要となるため費用が高む結果となっている。… 参考資料2

[今後の予定]

現在、調査を実施している構造躯体(コンクリート)劣化の進行度合い等の結果分析や改修実施に向けた館内収蔵品の移転方法の検討をするとともに、休館期間が相当程度発生することについて、関係者等の意見も伺いながら改修案の検討を継続していく。

[参考]これまでの取組

改修に係る基本方針の検討等

- 令和5年度6月補正予算において、基本計画を策定するための予算を承認いただき、耐震補強方法等の検討や現行法令に適合させるための改修計画の検討に着手。
- 令和6年1月の県有施設・資産有効活用戦略会議において、同月に発生した能登半島地震を踏まえて、早急な耐震改修が必要なことや、史跡上での耐震改修であり、業務の自由度が低い事から削減効果が出る可能性が低く、参入意欲や競争性の確保に課題があることから県直営での耐震改修を行う方針を確認した。(老朽設備の更新については、別途民間手法の導入を検討することを想定。)

文化庁への協議

- 当館は、国指定「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」内に立地しており、現状変更について、文化庁の許可を得る必要があることから、令和6年5月に文化庁との協議を開始。地盤の掘削等、地下遺構を棄損する可能性がある工事を行わないことを前提として、今後の検討を継続することとしている。
- また、国宝や重要文化財等の展示に関する国の施設基準として、「公開承認施設」の指定を受けていることから、施設の改修について、令和6年6月に文化庁との協議を開始。今後は、基本設計の内容等、具体の計画案を示して協議を行うことを求められている。

【参考資料1】耐震補強等に係る検討案の概要

1. 耐震補強

鳥取県立博物館の構造体は、展示室の外壁はコンクリートの柱・梁フレームから外側に持ち出して設けられているため、外壁ではなく、柱と梁で地震力を負担する架構となっています。柱・梁フレームと外壁の間の空間は空調用のダクトや配管・配線などの設備が通るルートとして利用されています。また、工事期間の短縮や、展示室を柱のない大空間とする目的で、床や屋根に、I字形断面のPCa版（プレキャストコンクリート板）を敷きならべる工法が採用されています。

柱・梁フレームだけでは、現行の基準では、地震に対する建物の耐力が不足している点と、床に敷きならべたPCa版どうしをつなぐ接合部の耐力が、現行の基準では不足しており、地震力を伝達することができない点が、耐震安全性確保の上での主要な課題でした。

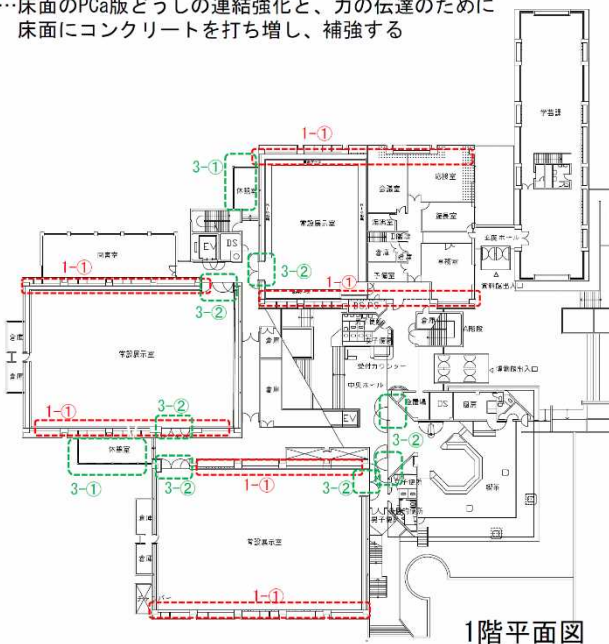
そこで、耐震補強における主要な項目として、下記の工事を実施します。

1-①構造フレーム補強

…展示室とダクトスペースとを隔てる柱梁の面に、鉄筋コンクリートの耐震補強壁を追加設置する

1-②床面補強

…床面のPCa版どうしの連結強化と、力の伝達のために床面にコンクリートを打ち増し、補強する



3. 現行法への適合化

鳥取県立博物館は建設後、多くの法改正を経て、建築基準法や消防法などの現行法規に適合しなくなっている個所が多くあります。そこで、以下の項目を中心に、在館者の安全を確保するために特に重要であって、改修に際して長期間の休館を伴う工事項目を、耐震補強工事と合わせて実施することとしました。

3-①耐火構造

…柱・梁や床の耐火性能を確保する工事

3-②防火区画

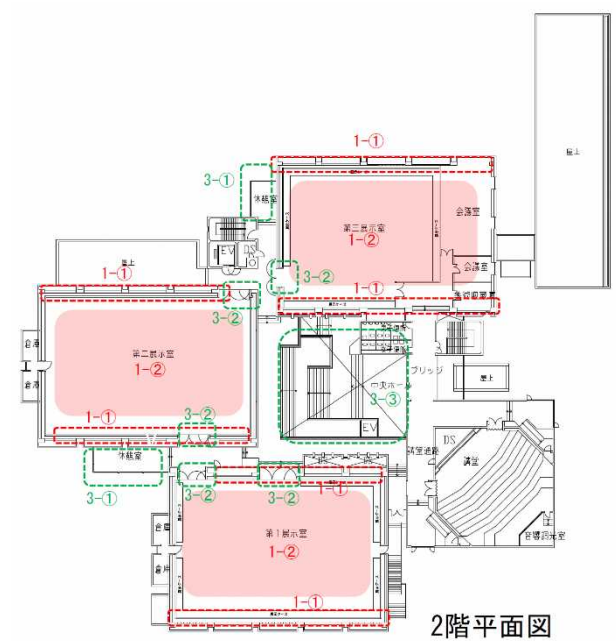
…基準に合わない防火戸・シャッターの改修や、ダクトに設けるダンパーの設置

3-③大規模天井の安全性確保

…玄関ホール高天井の下地の補強

3-④ガス消火設備

…展示室などで、今の基準に合わない二酸化炭素消火設備を、ハロゲン化物消火設備に変更



2. 主要設備機器更新

鳥取県立博物館の基幹設備の多くが耐用年数を超過しており、老朽化により機能障害となる懸念があります。そこで、設備更新により長期間の閉館を伴い、また建物の維持管理上速やかに更新することが望まれる以下の基幹設備について、耐震改修工事完了後の二期工事として更新を実施することとしました。

2-①受変電設備工事

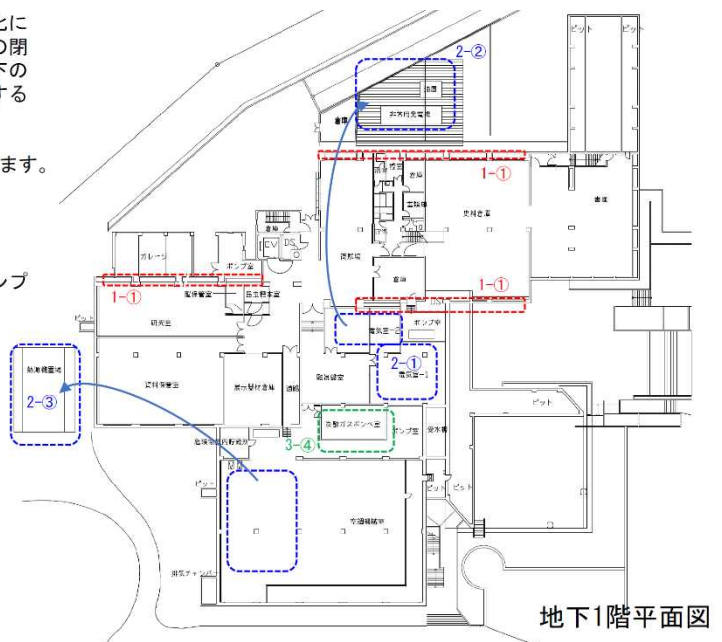
…地下1階電気室と発電機室の一部を利用して、受変電設備を更新します。

2-②非常用発電機設備工事

…現状地下1階の室内にある発電機を、屋外設置にて更新します。

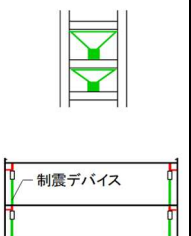
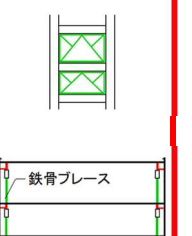

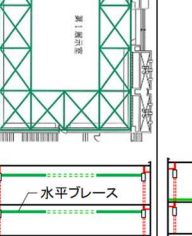
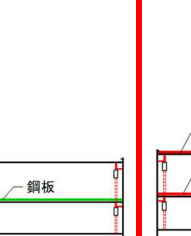

2-③熱源設備工事

…現在の空調熱源は重油焚き吸気式冷水機となっていますが、省エネ性や夜間運転時の利便性を考慮し、電気式空冷ヒートポンプモジュールチラーに変更して更新します。



【参考資料2】 耐震補強に関する工法比較

耐震補強のためには、構造フレームの補強と床面の補強が必要となるため、各補強工法について、意匠性、機能性、施工性及び経済性をそれぞれ評価し、最も優れた鉄筋コンクリート造の壁・床による補強案としている。

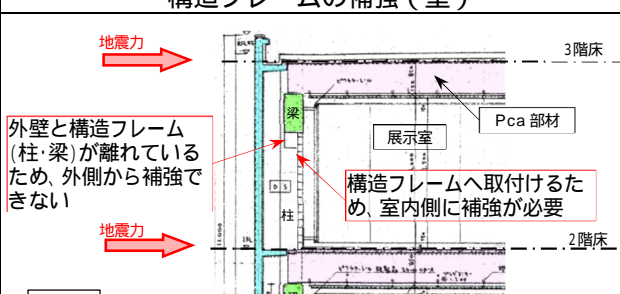
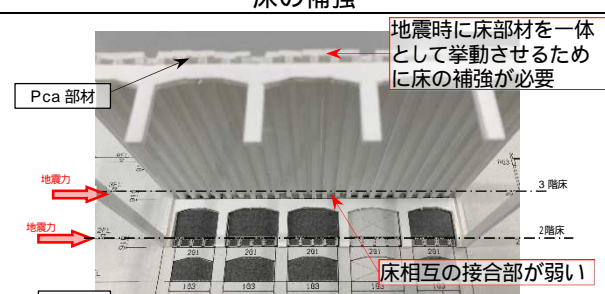
	構造フレームの補強方法			床の補強方法		
	制震ブレース	鉄骨ブレース	コンクリート壁	鉄骨ブレース	鉄板	コンクリート床
概要						
特徴	制震部材により地震のエネルギーを吸収する。	鉄骨ブレースを増設し、補強する。	鉄筋コンクリート壁を増設し、補強する。	水平ブレースを床 Pca 部材下部に補強する。	Pca 部材上部に鉄板を敷詰め補強する。	Pca 部材上部に鉄筋コンクリート増打ちで補強する。
経済性			○			○
評価			○			○

一般的な補強工法との違い

一般的に耐震補強を行う場合、窓など開口部分を利用して補強部材を設置するが、壁が2重の構造となっていることに加えて、展示室などには窓等の開口部がないため内部側から耐震壁を設置しなければならない。

また、既成コンクリート部材(Pca 部材)が並列配置された床は、部材が相互に緊結されておらず、作用する地震力を柱・壁等の耐震要素へ十分に伝達できない恐れがあることから、床補強も併せて行う必要がある。(一般的な RC 建物では、一体の鉄筋コンクリート床としており、床に補強する例は少ない。)

さらに、これらの補強にあたっては、展示室内の床、壁及び付帯する空調設備等を撤去した上で行う必要があるため、一般的な建物と比べて、改修費用が高くなる要因となっている。

	構造フレームの補強(壁)	床の補強
概要	 <p>地震力</p> <p>3階床</p> <p>2階床</p> <p>Y断面</p> <p>外壁と構造フレーム(柱・梁)が離れているため、外側から補強できない</p> <p>展示室</p> <p>Pca 部材</p> <p>構造フレームへ取付けるため、室内側に補強が必要</p>	 <p>地震時に床部材を一体として挙動させるために床の補強が必要</p> <p>Pca 部材</p> <p>地震力</p> <p>3階床</p> <p>2階床</p> <p>X断面</p> <p>床相互の接合部が弱い</p>